

山梨県公報

号外第四十二号

平成三十年

九月二十日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年九月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一三、九七四

山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年九月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、一一四

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年九月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、五八〇

南巨摩郡

一〇、六九四

中巨摩郡

五、一九九

南都留郡

一一、八三七

甲府市

五二、二八〇

富士吉田市

一三、八七〇

都留市・西桂町

九、八三六

山梨市

九、九六一

大月市

七、二六九

韮崎市

八、三八四

南アルプス市

一九、七二九

北杜市

一三、六六七

甲斐市

二〇、五〇三

笛吹市

一九、四六六

上野原市・北都留郡

七、二八六

甲州市

九、一三六

中央市

八、二〇一

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成三十年九月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
立憲民主党山梨県連合	宮澤 由佳	古屋 雅夫	甲府市丸の内三一九七	平成三十年八月二十五日	平成三十年八月二十七日
立憲民主党山梨県参議院選挙区第1総支部	宮澤 由佳	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二一五	平成三十年九月二日	平成三十年九月六日
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	宮澤由佳	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員（現職）

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
憲法をいかに政治をすすめる会	金野 奉晴	田 中 一	北杜市高根町東井出一八〇二一	平成三十年八月二十二日	平成三十年八月二十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	秋山のりきを支援する秋友会	青沼 博		甲府市丸の内三三二一四	平成三十年八月二十五日	平成三十年八月二十八日
旧		青沼 茂樹		甲府市丸の内三三二一四		
新	山輝会			甲府市丸の内三三二一四	平成三十年八月二十八日	平成三十年八月二十八日
旧				甲府市丸の内三三二一四		

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日	届出年月日
	山輝会			国会議員関係政治団体以外の政治団体			平成三十年八月二十八日	平成三十年八月二十八日
				法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
民進党山梨県参議院選挙区第2総支部	宮澤 由佳	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二一五	平成三十年八月三十一日	平成三十年八月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番